

配布を以て解禁

指名停止措置について

記者発表資料

北陸地方整備局は、本日、マルト建設株式会社（所在地 福島県河沼郡会津坂下町）に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

令和5年3月17日

国土交通省
北陸地方整備局

同時発表記者クラブ：管内各県記者クラブ

【問い合わせ先】

北陸地方整備局 総務部 契約課長 相場 明男
電話 025-370-6647（課直通）

北陸地方整備局 総務部 契約管理官 成澤 裕子
電話 025-370-6650（課直通）

※港湾空港関係工事に係る措置に関するもの

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所
マルト建設株式会社	福島県河沼郡会津坂下町大字牛川字砂田 565

2. 指名停止措置期間： 令和5年3月17日～令和5年7月16日（4ヵ月）

3. 指名停止措置の範囲： 北陸地方整備局管内

4. 事実概要

上記有資格業者の代表取締役は、福島県会津農林事務所発注の公共工事の入札をめぐり、福島県職員から設計金額を教えてもらった見返りに飲食等の接待を提供したとして、令和5年1月23日、贈賄の疑いで福島県警察本部に逮捕され、同年2月13日、贈賄の罪で福島地方検察庁に起訴された。

また、同社の取締役は、福島県職員から入手した設計金額を別の会社に伝えて公正な入札を妨害したとして、同年2月13日、公契約関係競売入札妨害の罪で福島地方検察庁に在宅起訴された。

5. 措置理由

上記4. については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第4号イに該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2（抜粋）

措置要件	期間
(贈賄) 4 次のイ又はロに掲げる者が当該部局の所管する区域外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等	逮捕又は公訴を知った日から 3ヶ月以上9ヶ月以内 1ヶ月以上3ヶ月以内